

試行申し合わせ

予算・決算審査特別委員会審議方法について

1. 議事の流れ

【予算・決算審査特別委員会（2・8月定例会）】

初日議運 ⇒ 初日本会議 ⇒ 2日目議運 ⇒ 予算・決算理事予定者会
(予算・決算議案提案理由説明)

大綱質疑本会議3日間 ⇒ 予算・決算委員会 ⇒ 予算・決算分科会3日間
(質疑・予算・決算委員会設置・委員会付託) (正副委員長互選) (質疑)

予算・決算理事会 ⇒ 予算・決算委員会2日間(予備日含む)(全体会議) ⇒
(総括質疑・委員間討議・討論・採決)

常任委員会3日間 ⇒ 最終議運 ⇒ 最終本会議
(予算・決算委員長報告・討論・採決)

2. 運営方法

○理事会

- ・理事会を設置し、審査に関する申し合わせ、正副委員長の内定、議事進行に関する事項を協議する。
- ・理事は、各会派の議会運営委員会委員の中から1人を選出する。
- ・非交渉会派等（所属議員2人の会派及び会派に属さない議員）については、非交渉会派等の議員の全てを代表して1名がオブザーバーとして、予算・決算審査特別委員会理事予定者会及び理事会に出席する。

○分科会の所管事項等

名称	委員数	会長	委員	所管事項	開催場所
		副会長			
第1分科会	24人	総務財政委員会委員長、市民人権委員会委員長、建設委員会委員長のうち、期数・年齢順の第1順位者が就任	※1	総務財政委員会、市民人権委員会、建設委員会が所管する予算・決算	第1・2委員会室
		総務財政委員会委員長、市民人権委員会委員長、建設委員会委員長のうち、期数・年齢順の第2順位者が就任			
第2分科会	24人	健康福祉委員会委員長、産業環境委員会委員長、文教委員会委員長のうち、期数・年齢順の第1順位者が就任	※1	健康福祉委員会、産業環境委員会、文教委員会が所管する予算・決算	第3・4委員会室
		健康福祉委員会委員長、産業環境委員会委員長、文教委員会委員長のうち、期数・年齢順の第2順位者が就任			

※1 各分科会の委員については、5月役員改選時に、各常任委員会の各会派等構成議員数に合わせて各会派等に人数を割り振ることとし、各分科会の所属については、各会派等内で調整し選出することとする。

○分科会の運営方法

- ・分科会は、常任委員会の所管事項を1日の単位とする。
- ・常任委員会の開催順に所管事項単位で3日間、連続して開催する。

	第1分科会	第2分科会
1日目	市民人権委員会所管事項	産業環境委員会所管事項
2日目	建設委員会所管事項	文教委員会所管事項
3日目	総務財政委員会所管事項	健康福祉委員会所管事項

※歳入及び地方債は総務財政委員会所管事項に含む

- ・各会派の理事は、各審議日ごとに、各会派内における各分科会委員の発言の申し出（質疑者）及びその順序についてを、各分科会の3日前の正午までに申し出る

扱いとする。

- 委員の発言の申し出は、各分科会の3日前（休日不算入）の午後5時までに申し出を行うよう努力する。
- 分科会外委員の発言の申し出は認めないとする。
- 所管事項単位以外の理事者（所管外理事者）の出席要請は認めないとする。
- 質疑の順序は、理事予定者会で協議の上、決定する。

○全体会議の運営方法

- 全体会議は予備日を1日間設ける。（実質2日間）
- 全体会議で分科会報告書を配布する。分科会報告は、主な質疑事項を内容とし、文書で配布する。文案は分科会会长に一任する。
- 総括質疑・委員間討議・討論・採決の後、本市の出資に係る法人の予算・決算に関する質疑を行う。
- 総括質疑における発言は、理事会において発言者名を通告し、理事会開催日の午後5時までに質疑事項を通告する。
- 総括質疑の順序は、理事会で協議の上、決定する。
- 討論は通告制とし、その順序は、「くじ」により決定する。

○出席理事者（議事説明員）

	①市長等特別職 (教育委員を除く)	①を除く課長級以上
正副委員長互選	出席不要	出席不要
分科会	副市長等特別職の出席は、分科会委員が特に求めた場合に限る。なお、出席要請が重複した場合は、委員長が調整する	所管事項に属する理事者
総括質疑・本市の出資に係る法人の予算・決算の質疑	出席	財政当局 通告内容に応じた理事者
討論、採決	出席	出席不要

○委員の質疑・討論持ち時間

- ・質疑の持ち時間は、答弁時間を含まない
- ・持ち時間は全て会派等単位とする

	持ち時間	運 営	参考（計算式）
分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・各会派（分科会内の会派所属議員が2人以上の会派）の持ち時間は、各分科会の審議日（1日）ごとに、「2分+8分×分科会会派構成議員数」以内とする ・分科会内の会派所属議員が1人の議員及び会派に属さない議員の持ち時間は、分科会3日間で1人30分以内とし、各分科会の審議日（1日）ごとの使用時間は10分以内とする。ただし、分科会3日間のうち1日（1回）に限り、残時間の範囲内で、最大15分まで使用時間の延長を認める 	答弁時間を含まない	—
総括質疑 (2日) (予備日 を含む)	各会派等の持ち時間は、「6分+3分×2日×会派等構成議員数」以内とする	答弁時間を含まない 原則、会派においては、代表して1人が行う	【各委員の基礎数】330分÷2÷48人=3.4分
本市の出資に係る法人の予算・決算	総括質疑の持ち時間に含む	答弁時間を含まない 会派においては、代表して1人が行う	—
討論	1人20分以内	会派においては、代表して1人が行う	本会議は20分のため

※1日の会議時間（午前10時～午後5時）は330分

○委員長報告

- ・議決結果のみ報告する。
- ・委員会における討論の内容は文書で、議場において、議員、理事者、傍聴者へ配布し、会議録に記載する。